

国民年金のお知らせ

〈問い合わせ〉
熊本東年金事務所
TEL 096(367)2503

国民年金後納制度で 将来の年金額を増やせます

後納制度を利用すると
①過去10年間に納め忘れた保険料を納付することで、将来の年金額を増やすことができます。
②年金を受給できなかった人は、後納制度を利用することで年金が受けられる場合

があります。

後納制度が利用できる期間は平成27年9月30日までです。お早めにお申し込みください。

後納保険料の納付書の「使用期限」にご注意ください

すでに後納制度を申し込んだ人で、平成16年4月以降分の、後納保険料を納付していない人は、納付書に記載して

ある使用期限（平成26年3月31日）までに納付してください。

使用期限までに納付できなかった人で、4月以降に納付を希望する場合は、新たな加算額による納付書を発行します。「国民年金保険料専用ダイヤル」または、お近くの年金事務所にご連絡ください。

注意

平成16年3月以前の後納保険料は、10年を超えるため、平成26年4月以降は納付できません。

後納制度の申し込み・ 納付書再発行の問い合わせ

■国民年金保険料専用ダイヤル（ナビダイヤル）

TEL 0570(011)050

※一般の固定電話からかける場合は市内通話料金、それ以外（携帯電話など）は、通常の通話料金がかかります。

※かけ間違いにご注意ください。

■050から始まる電話でかける場合

TEL 03(6731)2015

※通常の電話料金がかかります

<受付時間>

- ・月曜日 午前8時30分～午後7時
- ・火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- ・第2土曜日 午前9時30分～午後4時

- ①基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- ②月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に相談を受け付けます。（午後7時まで）
- ③祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用できません。

差し押えた動産を 公売します

本年度第2回目の阿蘇郡市合同公売会を開催します。これは、市町村税の徴収強化のため、職員の相互派遣などで取り組んでいる阿蘇管内7市町村の合同公売会です。搜索などで滞納者から差し押さえた家電・日用品など約195点が公売されます。

※滞納者から納付があると公売中止になることがあります。

■日時 3月23日(日)

午前9時開場

午前9時30分入札開始

■場所 旧中通小学校体育館(阿蘇市)

■持ってくる物

印鑑(認印可)、購入代金、運転免許証など本人確認ができるもの

〈問い合わせ〉役場 税務課収納係
TEL(62)9181

軽自動車税は、毎年4月1日現在で 課税される税金です

軽自動車税は、毎年4月1日の納税義務者である所有者または、使用者に課税されます。廃車や、譲渡した場合は、速やかに手続きをしてください。また、代理の人が手続きした場合は、その結果の確認をお願いします。

車種	手続き場所	連絡先	持ってくる物
・125cc以下のバイク ・小型特殊自動車 (農作業車)	役場税務課 (白水庁舎)	TEL (62)9181	・印鑑 ・ナンバープレート
・126cc以上～250cc以下のバイク ・軽三輪 ・四輪自動車	熊本県軽自動車協会 (熊本市東区東本町16番3号)	TEL 096(369)7920 FAX 096(365)2308	廃車や譲渡によって異なりますので、ご確認ください。
・自動二輪 (251cc以上)	熊本運輸支局 (熊本市東区東町4丁目14-35)	TEL 050(5540)2086 FAX 096(369)3301	

〈問い合わせ〉役場 税務課課税係
TEL(62)9181